

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による環境影響評価方法書の送付を受けたので、条例第七条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	福山市長 羽田 皓
事業者の住所	福山市東桜町三番五号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	（仮称）福山市汚泥再生処理センター整備事業
対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
対象事業の規模	二〇〇キロリットル（一日当たりの処理能力）
対象事業実施区域	福山市箕沖町一〇七番地の二

三 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町別図に示す太線で囲まれた地域を管轄する福山市

四 環境影響評価方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境部環境保全課
- (2) 広島県福山地域事務所厚生環境局環境管理課
- (3) 福山市経済環境局環境部環境総務課
- (4) 福山市経済環境局環境部環境啓発課（リサイクルプラザ内）

2 期間

平成二十年六月十九日（木）から平成二十年七月十八日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。ただし、前記1(4)にあつては、月曜日を除く。）

3 時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成二十年七月十八日（金）まで

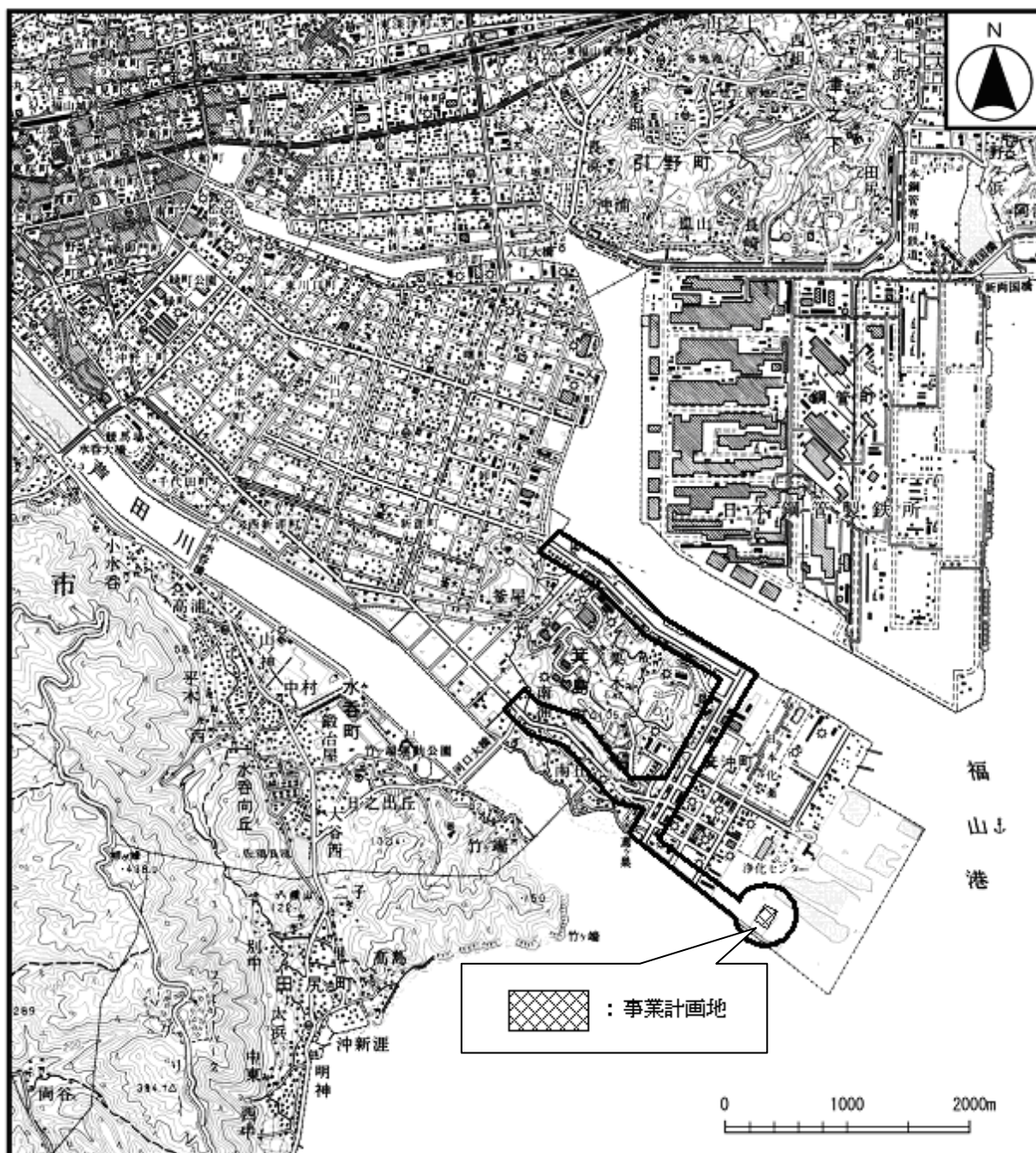
2 意見書の提出先

〒七二〇―八五〇一 広島県福山市東桜町三番五号

福山市経済環境局環境部環境総務課

### 3 意見書の記載事項

意見を提出しようとする者の氏名、住所、意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称、環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由



○：福山市のうち、条例第六条第一項の対象事業にかかる環境影響を受ける範囲であると認められる地域